第四十四条の四　障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第九十八条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十四条の六第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

第四十四条の五　不服審査会は、会長が招集する。

2　不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3　不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第四十四条の六　不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもつて構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査請求の事件を取り扱う。

2　合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる。

3　合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。

4　合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5　合議体の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6　不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもつて不服審査会の議決とする。

第四十四条の七　法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十七条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

第四十四条の八　都道府県が法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

第五十条の二から第五十条の三までを削り、第五十条の四を第五十条の二とし、第五十条の五を第五十条の三とし、第五十条の六から第五十条の八までを削る。

第三条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条の二第一項第三号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第百七十四条の二十六第一項中「登録等」の下に「、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等」を加え、「第六条の二第一項」を「第三十四条の三第一項」に、「同法第六条の二第八項」を「同条第八項」に、「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に、「第三十四条の六」に、「第六条の三第七項」に、「第三十四条の十三」を「第三十四条の十四」に、「第六条の三第九項」に、「第三十四条の十六」を「第三十四条の十七」に改め、「検査」の下に「、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決」を、「支援」の下に「、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の規定による質問等」を加え、同条第七項中「第三十四条の三」を「第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四」に、「第三十四条の四第一項及び第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項及び第三十四条の六」に、「第五十一条第二号」を「第五十一条第三号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に改め、同条第八項中「第三十四条の四第一項の規定による」を「第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等」に、「第三十四条の五の規定による」を「第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等」に、「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に、「第三十四条の十七第一項」を「第三十四条の十八第一項」に改める。

第百七十四条の二十八第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第百七十四条の三十の三第一項中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第百七十四条の三十二第一項中「及び第三節」を「、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節」に、「第七十四条第二項」を「第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第三項中「に係る自立支援給付対象サービス等」と」の下に「、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と」を加え、「第八十一条第一項」を「第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項」に改め、「第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と」の下に「、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と」を加え、「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。

第百七十四条の三十六第一項中「設置」の下に「、同法第十九条の十一の規定による精神科救急医療の確保」を加え、同条第五項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条並びに」を削る。

第百七十四条の四十九の二第一項第一号中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同項中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を削り、第二十号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　児童福祉法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項中第十九号を第二十一号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「第六条の二第九項」を「第六条の三第九項」に、「第三十四条の十七」を「第三十四条の十九」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号中「第六条の二第七項」を「第六条の三第七項」に、「第三十四条の十三」を「第三十四条の十四」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る同法第三十四条の三」を「第三十四条の三及び第